

酒田市長 矢口明子様

酒田市監査委員 大石 薫
(公 印 省 略)

酒田市監査委員 進 藤 晃
(公 印 省 略)

定期監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、下記のとおり定期監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知くださるようお願いいたします。

記

1 監査対象及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日
建設部 土木課	7月31日	8月18日～ 10月13日	9月12日
建設部 整備課	7月31日	8月21日～ 10月13日	9月12日

2 監査の範囲

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった財務に関する事務の執行等については、特に文書により指摘すべき事項は以下のとおりである。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意又は改善を促した。

建設部土木課

注意事項

【補助金等の支出】

○交付申請から交付決定までの期間が2か月以上のもの

令和4年度酒田市小型除雪機械購入補助金に係る交付決定について、令和4年4月1日付けで2団体から交付申請書が提出され同日付けで収受しているにもかかわらず、交付決定が6月30日付けでなされていた。さらに、7月1日付けで、交付決定を受けた1団体から、機械本体の値上げ及び延長保証追加による変更申請書が提出され、同日付けで変更交付決定をしている。

また、令和5年度と同補助金についても、令和5年4月3日付けで交付申請書2件が提出されているが、交付決定が6月5日付けとなっている。

速やかな事務手続を行うこと。